

NPO法人 介護サービス非営利団体 ネットワークみやぎ



● 宮城県・仙台市との懇談及び2012年度第5回実務担当者会議報告

2013年2月14日(木)10時から宮城県、13時30分から仙台市との懇談を実施しました。介護ネットワークみやぎからは実務担当者・理事・監事・会員が参加しました。宮城県からは、保健福祉部長寿社会政策課課長補佐(総括担当)坂井均さん、長寿社会政策課介護保険推進班課長補佐(班長)阿部明さん、長寿社会政策課介護保険指導班課長補佐(班長)、五十嵐晋さん、長寿社会政策課介護保険指導班主事二藤部賢司さんの4人、介護ネットワークみやぎの実務担当者・理事・監事・会員から13人、事務局3人が出席しました。また、仙台市からは健康福祉局保険高齢部高齢企画課課長浅野吉昌さん、保険高齢部介護保険課課長坂本知靖さん、保険高齢部介護保険課管理係係長松田康宏さんの3人、実務担当者・理事・監事・会員から13人、事務局3人が出席しました。齋藤鏡子理事長の挨拶のあと、入間田範子副理事長から、「2012年度介護報酬改定後のサービス状況に関するアンケート」の結果の説明を行い、その後実務担当者から直接介護現場で起こっている実情を報告しました。通所では、サービス時間区分を6-8(時間)から7-9(時間)に変更したが、時間の延長に対して人員の配置が厳しくなったこと、ホームヘルプの場合は、時間の短縮でサービス内容を選んで実施せざるを得ないことも発生しており、サービスを受ける側も時間の短縮に納得できていないなど、利用者さんからは不満が出ている。今回の制度改定が発表になってから、4月1日からの実施までの時間が大変短く、ケアプランの作成や利用者さんへの説明など時間的に厳しかったことなどの改定後状況報告が参加の担当者から出されました。同日11:00~12:00に実務担当者会議を開催しました。2012年度事業報告・2013年度事業計画(一次案)、2013年度主要開催日程(一次案)について協議し、次年度計画にサービス提供責任者、生活相談員を対象とした学習会や意見交換の場を盛り込んでほしいとの要望が出されました。

● 2012年度総会第4回理事会開催報告

2013年3月7日(木)14時からフォレスト仙台5階501会議室において、第4回理事会が理事9人と監事2人の出席で開催されました。議決事項として、2013年度総会開催の件が提案され、議決されました。協議事項として、1. 第1号議案2012年度事業報告、第3号議案2013年度事業計画及び収支予算、第4号議案定款改定、2. 2013年度主要日程、3. 総会記念講演を協議しました。報告事項は、1. 2012年度決算見直し、2. 2012年度第5回実務担当者会議、3. 「情報の公表」調査事業、4. 地域密着サービス外部評価事業、5. 「介護保険制度政策立案チーム」、6. 福祉サービス第三者評価事業検討委員会、7. その他(1)東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める要請行動の件がなされ、確認しました。

お知らせ
2013年度総会日程
月日: 6月13日(木)
時間: 13:30~
場所: フォレスト仙台2F
第7会議室

介護ネットワークみやぎの基本理念

私たちは、いつでも、だれでも安心して暮らせる社会をめざしています。介護が必要な人にとって、体のケアだけでなく、心のケアも念頭においた利用者本位のケアプランが作成され、安心して介護サービスを受けられることが最も大切です。私たちは知恵と力を合わせ、良質な介護サービス提供と健全な事業運営のためにいっそうの研修にはげむとともに情報を共有しネットワークをひろげ、もって要介護者と介護者の人権擁護(尊重)、地域住民の福祉向上に資することを目的とします。

介護ネットワークみやぎ参加団体 宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合あいコープみやぎ・松島医療生活協同組合・全国労働者共済生活協同組合連合会宮城県本部・みやぎ県南医療生活協同組合・JA宮城中央会・財団法人宮城厚生協会・宮城県高齢者生活協同組合・社会福祉法人仙台ビーナス会・社会福祉法人こーぶ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人ゆうあんどあい・特定非営利活動法人WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり・特定非営利活動法人ほっとあい・特定非営利活動法人グループゆう・協同組合日専連仙台・宮城県民主医療機関連合会・宮城県労働者福祉協議会・宮城県民連事業協同組合・社会福祉法人みんなの輪・日本労働者協同組合センター事業団

● 政策立案チーム開催報告

2013年2月5日（火）、14時から15時まで、2012年度第4回介護ネットみやぎ介護保険制度政策立案チームを開催しました。齋藤昭子座長、嵐田光宏、入間田範子、鈴木久代、芳賀紀子（敬称略）、事務局は鈴木、寺岡が出席しました。

齋藤昭子座長の挨拶のあと、協議事項として「介護保険改定後のサービス状況に関するアンケート」の最終報告について確認しました。また、今後の活用について、宮城県と仙台市にアンケート結果の報告と実務担当者の懇談をすることも確認しました。

報告事項として、2月1日（金）に、介護関係団体の行動として介護ネットみやぎから入間田副理事長が参加し、秋葉賢也復興副大臣に「東日本大震災により被災した被保険者等に対する医療費一部負担金免除及び保険料（税）減免措置と介護保険利用者負担減免及び保険料減免措置継続を求める要望書」を提出したことを報告しました。また、2012年度第3回理事会で取り扱うこととなった、社会福祉法人こーぷ福祉会の「東日本大震災（2011年3月11日、4月7日）以降の余震による建物被害に対する追加助成に関する要望書」の協力について経過報告をしました。宮城県との個別相談となり、助成の対象に至らなかった結果をお知らせしました。

同日、15時30分からは、齋藤境子理事長をはじめ理事・事務局合わせて11人が、日本生協連福祉事業推進部部长 山際淳さんから介護分野の最近の動向について報告をいただき、意見交換をしました。

2012年1月21日（月）に開かれた「社会保障審議会介護保険部会（第42回）」の資料を基に、以下の項目について話していただきました。1. 介護分野の課題については地域包括ケアシステムの24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能型居宅介護と訪問介護の複合サービスは、利用が少数で広がっていない。サービス付高齢者住宅等は建築が拡大し、過当競争になっている。2. 「社会保障・税の一体改革における介護分野の制度見直しに関するこれまでの議論の整理」は、消費税5%引き上げによる社会保障制度の安定財源確保と介護分野の取り組みとしてサービス体制と能力に応じた費用負担の公平化により賄おうとしている。3. 今後消費税率引き上げに伴う見直しでは、第5期事業計画（H24～H26）中に法案を提出し、第6期事業計画（H27）で制度の全面見直しの見込みの可能性の報告をしていただきました。

● 2012年度第1回・第2回福祉サービス第三者評価事業検討委員会開催報告

介護ネットの2012年度事業計画では、福祉サービスの第三者評価に関する社会的システムの実現をめざすための「介護ネットみやぎ福祉サービス第三者評価事業検討委員会」を立ち上げ、第三者評価事業についての情報収集をし、モデル評価事業をおこなうこと、宮城県の評価機関の認証をめざすことを挙げています。

そこで、2012年度第1回福祉サービス第三者評価事業検討委員会を、2月4日（月）14時から介護ネットみやぎ事務所で開催しました。委員として（敬称略）嵐田光宏、入間田範子、小野ともみ、齋藤境子、蘓武昌春、佃 十尚、山崎彰子、渡辺礼子、事務局は野崎、鈴木、寺岡が出席しました。

野崎理事から提案説明を行い、昨年12月に開催した第3回理事会にて提案した内容を報告し、委員会としての活動計画と今後の取り組み方針として、第三者評価事業に関する需要、事業採算性、事業の有益性、モデル評価事業の取り組み計画等の検討を行うことについて確認しました。

3月5日（火）15時30分から第2回福祉サービス第三者評価事業検討委員会を介護ネットみやぎ事務所で委員6人、事務局3人が出席して開催しました。前回の討議経過と子ども分野の調査機関要件（社会的養護関係）について報告し、福祉サービス第三者評価事業の評価事業の需要や事業採算性、取り組み計画について検討しました。

結論として、宮城県に来年度評価機関の認証を申請すること、対象施設について、高齢者分野や子ども分野の施設とし、次に障がい者分野に進むこと。社会的養護関係施設は次期課題とすることを確認しました。

● 「仙台市復興公営住宅整備計画」学習会参加報告

2013年2月12日（火）13時30分～15時 フォレスト仙台5階501会議室で、宮城県生活協同組合連合会主催の「仙台市復興公営住宅整備計画」学習会が開催され、介護ネットみやぎから、齋藤境子理事長、齋藤昭子副理事長、入間田副理事長、野崎和夫理事、鈴木由美事務局長、参加団体から、小野ともみ社会福祉法人宮城厚生福祉会理事長、鈴木智子生活協同組合あいコープみやぎ理事が参加しました。

学習会は、仮設住宅・みなし仮設などに居住する被災者が将来的に重要になる「住」について、実際にどのような整備計画が作られどのような復興住宅が提供されるのか、入居者に対しての環境整備の考え方などを知ることが目的で開催されました。実際の整備は各自治体が担当するため、身近な仙台市の計画について、講師に仙台市都市整備局公共建築部市営住宅課高橋清一復興公営住宅室長を迎えて学習しました。

復興公営住宅の整備目的は、震災により住宅を失った被災者が一日も早く震災前の暮らしを取り戻すために、恒久的な住宅を確保すること、自力での住宅の再建が困難な被災者が低廉な家賃で入居できる住宅整備を行うことです。最終供給目標戸数は2015年までに3,000戸とし、整備位置は被災地との位置関係、交通条件や買物等の生活環境、立地バランス等を総合的に考慮して選定するとしています。

新しく入居する被災者の安心・安全な住まいづくりや互いに支えあうコミュニティーづくり、地域と関わりが深まる環境づくりを視点とした整備計画としてほしいとの要望が参加者から出されました。



研修会の様子

● 東日本大震災被災者の介護保険利用者負担減免及び保険料減免措置継続を求める活動

介護ネットみやぎも構成する介護関係団体は、1月17日（水）に県内選出の国会議員を訪問し、「東日本大震災により被災した被保険者等に対する医療費一部負担金免除及び保険料（税）減免措置と介護保険利用者負担減免及び保険料減免措置継続を求める要望書」を提出しました。また、2月1日（金）には、秋葉賢也副大臣（厚生労働省・復興庁）を訪問し、同様の「要望書」を提出、介護保険利用者負担減免措置を3月末日で区切らず継続することを要望しました。

国への働きかけのほかに、2月13日（水）に仙台市長宛てに、介護ネットみやぎと宮城県社会保障推進協議会の連名で、「東日本大震災被災者の介護保険利用者負担減免継続を求める要望書」を提出、さらに同様の「要望書」を宮城県知事に2月15日（金）に提出し、生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険利用者負担の減免を継続するためにあらゆる手立てを講ずることを要望しました。

両自治体とも介護保険利用者負担の減免は、国に全額負担してほしい意向であり、引き続き国に要望をしていきたいとのことでした。

3月末が差し迫り、再度国に働きかけをするために、県議会各会派を通じ国会議員への要望を行うべく、宮城県議会に2月26日（火）「東日本大震災被災者の介護保険利用者負担減免の継続を求める陳情」をするとともに、県議会各会派を訪問し、要望を伝えました。

● 2012 年度「情報の公表」苦情解決の第三者委員報告研修会開催

2013 年 2 月 15 日（金）15 時からフォレスト仙台 3 階介護ネットみやぎ事務所にて開催しました。第三者委員の井野場晴子さん（弁護士）、関谷登さん（東北学院大学人事担当常任理事）、武田美津子さん（民生委員・みやぎ生協名誉理事）、事務局 4 人の出席でした。新事務局体制や調査の経過報告、苦情相談の報告がないことや「情報の公表」制度の動きなどを入間田範子調査事業推進委員会委員長より説明があり、その後「情報の公表ホームページについて」実際にご覧いただき意見・交流をしました。

● 2012 年度第 4 回「情報の公表」調査実務向上検討委員会開催報告

2013 年 3 月 5 日（火）10 時 30 分から 12 時 00 分まで介護ネット事務所において 7 人の出席で開催し、第 5 回「情報の公表」・第 3 回「外部評価」調査員合同研修会の研修内容の確認や 2013 年度の研修について話し合いました。

● 2012 年度第 2 回「情報の公表」調査事業推進委員会開催

2013 年 3 月 12 日（火）10 時 30 分から 12 時 00 分まで介護ネットみやぎ事務所において 9 人の出席で開催しました。2012 年度の情報の公表調査に関して決算の見通し、調査に伴う各種会議の報告がされました。

● 2012 年度第 5 回「情報の公表」・第 3 回「外部評価」調査員合同研修会報告

2013 年 3 月 14 日（木）10 時 30 分から 15 時までフォレスト仙台 5 階 501 会議室において 27 人出席で開催しました。午前の部では、社会福祉法人みんなの輪ケアグループ木もれび統括管理責任者の山崎彰子さんより「訪問介護について」と題して、平成 24 年度介護保険法改正後の訪問介護の現状、介護職員養成に係る変更、介護における尊厳の保持と自立支援などについて説明していただきました。生活援助の時間区分が「60 分未満」から「45 分未満」になり、たんの吸引や胃ろう等の医療行為が解禁になりました。平成 25 年 4 月より訪問介護員 2 級養成講座がなくなり介護職員初任者研修が位置付けられ、初任者研修の内容として「在宅・施設を問わず介護職として働いていくうえで基本となる知識・技術を習得できるもの」とされ試験が課せられました。介護職員は憲法、介護保険法、障害者自立支援法に基づき、人として尊重し、利用者の考えにそった生活が選択できるように支援すること、またその方の出来ることに着目し支援することが大事だということ学びました。

午後の部では、公益財団法人宮城厚生協会理事、元介護部長の平間止さんより「訪問看護について」と題して、運営基準や業務内容などについて説明していただきました。訪問看護ステーションを開設するには、2.5 人の看護職員配置が基準で、管理者は保健師または看護師で訪問看護事業を適切に管理することと定められています。サービス内容は「療養生活の相談・支援」「病状や健康状態の管理と看護」「医療処置・治療上の看護」「苦痛の緩和と看護」「リハビリテーション」「家族の相談と支援」「住まいの療養環境の調整と支援」「地域の社会資源の活用」「認知症の人の看護」「精神障害者の看護」「終末期ケアの支援」「在宅移行支援（外泊中の訪問看護など）」です。また、平成 18 年 4 月の介護保険法改正により、グループホームにおいて利用者が重度化しても終末期であってもグループホームでの生活が継続できるようにするために「医療連携加算」が新設されました。訪問看護ステーションとグループホームが契約を交わし、週 1 回程度の訪問で利用者の健康管理を行い、利用者の病状変化や急変に対して 24 時間 365 日対応してもらえることから、利用者、家族、職員の安心につながっています。訪問介護と訪問看護について基本的な知識を習得し訪問調査に活かせる学習会となりました。

最後に調査員から 1 年間を振り返り、感じたことや次年度に向けて学びたいことなどを話していただきました。